

Info
1

後期高齢者医療制度に加入している皆さん 保険料率が改定されました

後期高齢者医療保険料率は、都道府県ごとに医療費の増加状況などを考慮し、2年ごとに見直されます。令和6・7年度は、下記の新保険料率が適用されます。

問い合わせ 市民課国保年金係 (☎35-0915)



■ 保険料内訳(年間)改定の内容

改定前

	令和4・5年度の保険料率
所得割率	8.29%
均等割額	4万2,500円



改定後

	令和6・7年度の保険料率
所得割率	9.49%
均等割額	4万7,000円

■ 保険料の計算方法

後期高齢者医療保険料は、個人ごとに算定し、所得に応じて計算される「所得割額」と定額の「均等割額」の合計で算出されます。

所得割額 (前年の総所得金額－基礎控除額43万円) ×所得割率 9.49%※1	+	均等割額 4万7,000円 被保険者1人当たり	=	1年間の保険料 (限度額80万円)※2 100円未満切り捨て
--	---	--------------------------------------	---	---

※1 令和5年の基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない人に対して課する令和6年度の所得割率は、8.80%です。

※2 以下の人の賦課限度額は、73万円です。

- ・ 昭和24年3月31日以前に生まれた人。
- ・ 令和7年3月31日以前に高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の認定(障害認定)を受け、被保険者の資格を有している人。ただし、令和6年度中に75歳を迎える人で、年齢到達後に住所移転等により静岡県内に住所を有しなくなった場合、移転先での限度額は80万円となります。

■ 均等割額の軽減対象が拡大されます

均等割額の5割軽減および2割軽減について、所得の低い人の負担軽減を図るため、軽減判定所得基準額が引き上げられ、以下のとおり軽減対象者が拡大されました。

▼ 均等割額の軽減判定所得基準額(世帯主および世帯の全ての被保険者の総所得金額等の合計)

軽減の割合	令和5年度	令和6年度
2割	43万円+53万5,000円×被保険者数	43万円+54万5,000円×被保険者数
5割	43万円+29万円×被保険者数	43万円+29万5,000円×被保険者数

■ 収入別保険料額(年額)の例 ※単身世帯で公的年金収入のみの場合

公的年金収入額(年間)	令和5年度	令和6年度	令和7年度
300万円	16万4,300円	18万6,500円	18万6,500円
190万円	5万1,900円	5万6,000円	5万8,600円
80万円	1万2,700円	1万4,100円	1万4,100円

令和6年度の決定保険料額は、被保険者の皆さんへ8月に通知予定です。後期高齢者医療制度の詳細は、市ホームページ(右記)をご覧ください。

